

令和7年
6月1日号
広報
No.766

あきる野

今号の主な記事など

- 防犯機器等の購入費を補助します… 2面
- クーリングシェルター(涼み処)をご利用ください… 3面
- 車の配線が切断される被害が多発中… 3面
- がん検診を実施します… 4面



平成29年台風21号後の新矢柄橋付近

問合せ 地域防災課防災係

台風・大雨！ もしもに備える 確認しよう危険な場所と避難行動

▽**住んでいる地域の危険箇所を把握しましょう** 土砂災害警戒区域や浸水想定区域は、市が令和6年度に更新し、全戸配布しているハザードマップや市ホームページで確認することができます。

ハザードマップ



必要に応じて避難所を開設し、避難指示などを発令します。避難所開設や避難指示などの情報は、防災行政無線、メール配信サービス、消防団などの広報活動でお知らせします。特に、土砂災害警戒区域や浸水想定区域にお住まいの方は、早めの避難をお願いします。

▽**災害時の行動・知識を深めるために** 東京都防災ホームページから「東京くらし防災」「東京防災」を閲覧できます。

東京都防災
ホームページ



▽**情報伝達・入手方法等** 情

報をいち早くキャッチして、災害から身を守る行動につなげましょう。

○防災行政無線：内容が聞き取れない場合は、電話で放送内容を確認することができます。

※放送から24時間利用できます
すフリーダイヤル☎0120・558・540、有料ダイヤル☎558・7777。

○市メール配信サービス：未登録の方は、二次元コードを読み取り、登録してください。

メール配信



▽**家庭内備蓄の推奨** 人は、

1人1日3リットルの水が必要とされています。最低でも3日分(できれば1週間分)を食料と合わせて、備蓄しましょう。日頃服用している薬も備蓄しておく安心です。

屋内安全確保をとる場合

移動することがかえって危険と感ずる場合などには、「屋内安全確保」が必要です。

災害種別	屋内安全確保をとる場合	屋内安全確保の行動
土砂災害	・土砂災害警戒区域などで、既に暴風雨となっていて外に出るのが危険と判断した場合 ・避難指示などが発令された後、避難を開始するのが遅れ、外に出るのが危険と判断した場合	・斜面から離れた反対側の安全な部屋に移動 ・斜面から離れた2階の安全な部屋に移動
水害	・浸水想定が浅い区域で、家屋の流失のおそれがない場合 ・既に暴風雨となっていたり、周囲が浸水したりして外に出るのが危険と判断した場合	・屋内の高いところへ移動 ・家屋の2階や場合によっては屋上に移動

立ち退き避難が必要となる災害の場合

家屋にとどまることによって、命の危険を感じる場合は、「立ち退き避難」が必要です。

災害種別	立ち退き避難が必要な場合	立ち退き避難の行動
土砂災害	・斜面が崩壊するおそれがある場合 ・土石流の発生が発生するおそれがある場合 ・地すべりの発生が発生するおそれがある場合	・親戚や知人宅へ移動 ・近隣の頑丈な建物へ移動 ・避難所などへ移動
水害	・家屋の流失のおそれがある場合 ・家屋が最上階まで浸水するおそれがある場合 ・長時間の浸水が予想される場合	